第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)の実施状況の評価案

第1 損害回復・経済的支援等への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 損害賠償の	・加害者の損害賠償責	第 198 回国会において、債務者の財産状況の調査に関する制度
請求についての	任の実現に向けた調	の実効性の向上を目的の一つとした民事執行法及び国際的な子
援助等	査の実施	の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部
		を改正する法律(令和元年法律第2号)が成立している。日本弁
		護士連合会の協力を得て実施した調査において、債務名義等を得
		たにもかかわらず回収できなかった理由として、債務者の資力不
		足、財産開示手続の実効性等の回答が得られたところ、本改正は、
		加害者の損害賠償責任の実現に資するものと考えられるが、今
		後、施行後の状況を踏まえて検討を重ねていく必要がある。
2 給付金の支	・犯罪被害給付制度に	「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」が平成 29 年 7 月
給に係る制度の	関する検討	に取りまとめた提言の内容を踏まえ、重傷病給付金の給付期間の
充実等		延長、仮給付の柔軟化、遺児への手厚い支援及び親族間犯罪被害
		に係る支給基準の抜本的見直しを内容とする犯罪被害給付制度
		の改正を行い、30 年4月1日から施行されている。本制度改正
		は、必要な調査結果等を踏まえて行われた、犯罪被害者の遺族等
		との検討会における議論の結果を反映したものであり、現下の課
		題に対して一定のあるべき方向性を示したといえる。今後は、都
		道府県警察等の支援の現場に対して、改正の趣旨や内容等を踏ま
		え適正に制度を運用するよう指導していく必要がある。
	・カウンセリング等心	警察庁において、都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有
	理療法の費用の公費	する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指示を行
	負担	っているところ、これまで 44 の都道府県警察において配置が行
		われている。また、平成 28 年度から、犯罪被害者等が自ら選ん
		だ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリ
		ング料を公費で負担する制度に要する経費について予算措置を
		講じており、30年7月までに、全国警察において制度の整備が
		なされている。今後も引き続き、都道府県警察に対し、同制度の
		 適切な運用及び周知に取り組むよう指導していく必要がある。

		・地方公共団体による	地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制
		見舞金制度等の導入	度や生活資金等の貸付制度の導入について要請していたところ、
		促進	地方公共団体による見舞金制度等の導入が進んでいる。今後も引
			き続き、これら制度の導入を要請する必要がある。
3	居住の安定	・公営住宅への優先入	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等については、着実に推
		居等	進されているといえる。
		・被害直後及び中期的	また、平成 28 年度からは、一時保護所が満床でなくても婦人
		な居住場所の確保	相談所による一時保護委託が可能となる対象として、ストーカー
			や性犯罪・性暴力の被害者を追加することにより、犯罪被害者等
			の居住場所の確保に関する利便性が拡大したものといえる。
			引き続き、犯罪被害者等の利便性も考慮しつつ、犯罪被害者等
			の居住場所の確保に取り組むとともに、上記制度の周知を図る必
			要がある。
4	雇用の安定	・被害回復のための休	被害回復のための休暇制度については、アンケートによる実態
		暇制度の周知・啓発	把握を行った結果、いまだ十分な認知がなされていない状況にあ
			るといえる。引き続き、民間企業のほか、行政機関も含めて社会
			全体として被害回復のための休暇制度の認知度を高めるための
			取組を行っていく必要がある。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 保健医療サ	・「PTSD 対策に係る	「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修事業」を公
ービス及び福祉	専門家の養成研修会」	募し、事業を適切に実施しているところ、当該研修内容には犯罪
サービスの提供	の内容の充実等	被害者等の精神的被害及び犯罪被害者等施策に関する議論も含
		まれているほか、研修修了後には各地方自治体に研修修了者名簿
		を送付しており、相談体制の充実が図られているといえる。引き
		続き、同研修の内容の充実を図るなどして、犯罪被害者等の精神
		的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進していく
		必要がある。
	・犯罪被害者等への適	平成 29 年 3 月に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を
	切な対応に資する医	改訂した際に、従来の「ストレス関連疾病(外傷後ストレス障害
	学教育の促進	〈PTSD〉を含む)の症候と診断を説明できる。」といった目標を
		最新の国際的な診断基準に基づき「不安障害群と心的外傷及びス

			1. > 国間事歴史投入点は、3版を3間マンター(、 > 中国
			トレス因関連障害群の症候と診断を説明できる。」という目標へ
			と見直しており、30年度から、改訂された内容に沿った教育が
			実施され、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進
			が図られたといえる。引き続き、犯罪被害者等への適切な対応に
			資する医学教育の促進について検討していく必要がある。
		・ワンストップ支援セ	都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支
		ンターの設置促進	援センターの設置について、令和2年までに各都道府県に少なく
			とも 1 か所設置するとの目標を掲げていたところ、平成 29 年度
			に創設した「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を活用し、30年
			10 月に全都道府県において設置を完了している。引き続き、各
			都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設に
			ついて検討を進め、施策を講じるとともに、同センターの運営の
			安定化及び質の向上を図るため、各地方公共団体の実情に応じた
			取組の支援の充実に努める必要がある。
2	安全の確保	・児童虐待の防止、早	平成 30 年 4 月に施行された児童福祉法及び児童虐待の防止等
		期発見・早期対応のた	に関する法律の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 69 号) で
		めの体制整備等	は、虐待を受けている子供等の保護を図るため、家庭裁判所が都
			道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとす
			るなど、司法関与を強化するなどの措置を講じることとされた。
			また、緊急総合対策に基づき、子供の安全確認ができない場合の
			立入調査の実施等全ての子供を守るためのルールの徹底等に取
			り組み、児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制の整
			備を進めた。今後は、児童虐待防止対策体制総合強化プランによ
			る児童相談所における児童福祉司等の増員や、令和元年6月に成
			立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 46
			号)による児童相談所における医師及び保健師の配置の義務化
			等、更なる体制の強化及び運用面の充実を図る必要がある。
3	保護、捜査、	・職員等に対する研修	犯罪被害者等に接する職員等に対する研修等を充実させるこ
公判]等の過程に	の充実等	とにより、犯罪被害者等の心情に対する理解を深め、職員等の対
おけ	る配慮等		応の向上が図られていると評価することができるが、犯罪被害者
			団体等からは、引き続き犯罪被害者等の心情等に配慮した対応を
			望む声があることから、今後とも、職員等に対する研修の一層の
			充実を図っていく必要がある。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 刑事に関	・刑事の手続等に関す	刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整
る手続への参加	加 る情報提供の充実	備等については、これまでの取組により着実に進展が図られてい
の機会を拡充、	†	るところ、それら制度の情報提供に関しても、SNS 等の各種媒体
るための制度の	D	において充実が図られてきている。今後は、必要に応じて、犯罪
整備等		被害者等の意見等も踏まえつつ、制度の活用状況について検証を
		行い、改善すべき問題点等が認められれば、改善していく必要が
		ある。

第4 支援等のための体制整備への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 相談及び情	・地方公共団体におけ	地方公共団体に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う総
報の提供等	る総合的対応窓口の	合的対応窓口の設置を要請していたところ、全地方公共団体にお
	設置の促進等	いて設置が完了した。今後は、総合的対応窓口の認知度を向上さ
		せて利用を促進するとともに、犯罪被害者等のニーズに沿った適
		切な支援を提供するため、専門職の活用等の機能の充実促進を図
		る必要がある。
	・地方公共団体におけ	地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的か
	る総合的かつ計画的	つ計画的な犯罪被害者等支援の促進のため、犯罪被害者等に関す
	な犯罪被害者支援の	る条例の制定等について各種媒体を通じて情報提供を行ってい
	促進	るところ、全国の地方公共団体において犯罪被害者等に関する条
		例を制定する動きが広がっている。引き続き、地方自治の観点と
		のバランスを取りながら、犯罪被害者等支援により資する形で条
		例の整備が進むよう、情報提供等を行っていく必要がある。
	・性犯罪被害者による	平成 29 年に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各
	情報入手の利便性の	都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号
	拡大	(# 8103 (ハートさん))を導入し、令和元年度から全国で 24 時
		間運用及び無料化を行っており、その利便性は大きく拡大した。
		今後は、当該制度の積極的な広報周知を図っていく必要がある。
2 調査研究の	・「犯罪被害者等施策	関係府省庁において、犯罪被害者等に関する各種調査研究が実
推進等	に関する世論調査」、	施された。引き続き、必要に応じて、犯罪被害者等の置かれた状

		「犯罪被害類型別調	況等に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえた施策を推進
		查」、「犯罪被害実態調	していくとともに、調査結果については、犯罪被害者等に対する
		査」等の実施	国民の理解の増進を図るため、広く公表していく必要がある。
3	民間の団体	・民間の団体への支援	犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への財政的援助の充実
にす	対する援助	の充実	に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害
			者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、
			会場借上げ等の支援を行い、その充実が図られたといえる。今後
			も、民間団体による適切な被害者支援活動が行われるよう、引き
			続き、犯罪被害者等早期援助団体を含む民間被害者支援団体の運
			営及び活動に協力していく必要がある。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

	項目	講じられた主な施策	評価
1	国民の理解	・犯罪被害者等施策に	関係府省庁では、犯罪被害者週間に合わせて犯罪被害者等施策
の坩	曽進	関する広報啓発等の	に関する集中的な広報・啓発活動を実施したほか、ポスター、イ
		実施	ンターネット等の様々な媒体を通じて広報啓発を実施し、犯罪被
			害者等支援に関する国民の理解増進に努めた。今後も、犯罪被害
			者等施策について、より広く国民の理解を得るとともに、社会全
			体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため、広報の手法や
			媒体の多様化に努めるほか、学校等に幅広く協力を得るなどし
			て、国民一般を広く対象とする広報啓発活動を一層強化する必要
			がある。

〇 総括

第3次犯罪被害者等基本計画は、第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これらの施策については、着実に推進が図られ、一定の成果を挙げたものと評価することができる。

しかしながら、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、多岐にわたる要望・意見が寄せられている。それらの要望・意見からは、犯罪被害者等が中長期的な支援を必要としていることが見受けられ、その支援を含め更なる取組を検討する必要がある。また、依然として、性犯罪や児童虐待等が発生しているところ、それら犯罪被害の特徴として、被害者が、自ら声を上げることができないなどの理由から、被害が潜在化しやすいことが挙げられ、支援のニーズを把握することが困難な被害者に対する支援等についても、引き続き検討していく必要がある。